モデルＢ

Ｂ税理士業務報酬基準一覧表

　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○税理士事務所又は○○税理士法人

（法人税　所得税　消費税　住民税　事業税　給与等の源泉所得税とし、事業所税その他の税目は別枠とする）

　記帳代行報酬

　　　月額　　　○○○○円（簡易な場合）　　複雑な場合は○○○○円

　決算書類作成報酬（税務書類作成報酬を含む）

　　　決算料　　○○○○円（簡易な場合）　　複雑な場合は○○○○円

税務代理報酬（確定申告のみ、または臨時のもの。決算書類作成報酬、税務書類作成報酬を含む）

　　　個人の小規模事業者でごく簡易な場合　　　　　　年間○○○○円

　　　その他複雑な場合　　　　　　　　　　　　　　　年間○○○○円以下

　上記で不動産等の譲渡の申告がある場合は別途、譲渡価額の○○パーセントを加算

　年末調整および法定調書の作成（別途）

　　　基本報酬　○○○○円

　　　１人につき○○○○円を加算

（相続税）

　　　基本報酬　○○○○円

　　　遺産総額の○○パーセントを加算

　　　物納○○○○円（簡易な場合）　複雑な場合は○○○○円

ただし共同相続人（受遺者を含む）１人を増すごとに○割相当額を加算

　　　また、財産の評価等の業務が著しく複雑なときは○割を限度として加算することができる

（贈与税）（受贈者ごとに）

　　　基本報酬　○○○○円

　　　取得財産の○○パーセントを加算

　　　ただし財産の評価等の業務が著しく複雑なときは○割を限度として加算することができる

（固定資産税　償却資産申告）

　　　基本報酬　○○○○円（１事業所ごと）

　　　償却資産１個につき○○○○円を加算

（その他の書類の作成）

　　　法人設立届出書、青色申告承認申請書など

　　　１事案につき○○○○円

（法３３条の２　第一項業務に対する報酬）

　　　基本報酬　○○○○円及び下記日当を加算

（法３３条の２　第二項業務に対する報酬）

　　　基本報酬　○○○○円及び下記日当を加算

（不服申立て代理及び税務書類の作成報酬）

①　原申告から関与の場合

　　　　　異議申立て　　基本報酬　○○○○円及び下記日当を加算

審査請求　　　基本報酬　○○○○円及び下記日当を加算

訴訟補佐人　　基本報酬　○○○○円及び下記日当を加算

②異議申立て以降から関与のもの

　　　　　減額できた税額等の○○パーセント

（税務相談報酬）

　　　　　口頭によるもの　　最初の１時間○○○○円

　　　　　１時間を超えたときは、１時間につき○○○○円を加算

　　　　　書面によるもの　　○○○○円及び下記日当を加算

（調査立会い報酬又は日当及び法３５条業務）

　　上記以外に、事務所での作業時間を含む

　　　　　税理士　１日　　　○○○○円

　　　　　補助者　１日　　　○○○○円

（旅費宿泊費及び特別な消耗品費）

実費

上記報酬表は、一応の目安であり税理士及び補助者の作業時間（事務所）及び事務所外での間接作業時間を含む。時間単位は税理士１時間○○○○円、補助者１時間○○○○円、程度に応じた原価計算により増減します。

作業時間の減少にご協力ください。不明な点は事前に十分ご相談ください。